みなトクPAY
MINATOKU PAY

令和8年度
港区商店街振興組合連合会

みなトクPAYご紹介で
10,000円プレゼントキャンペーンについて

事業名

令和8年度　みなトクPAYご紹介で10,000円プレゼントキャンペーン（以下、本キャンペーンといいます）

事業主体

港区商店街振興組合連合会（以下、本会といいます）

キャンペーン対象期間

令和8年11月16日から令和8年12月15日

特典

みなトクPAYを紹介した加盟店と紹介されて登録した加盟店に1万円を交付します。

キャンペーン申込方法

紹介される側の店舗は、「みなトクPAY加盟店申込フォーム」にて申込を行う際、
申込フォーム内の下部にある【紹介者情報】欄に、紹介する側の店舗名および店舗番号（数字6桁）を記載してください。店舗番号は、QRコード台紙の下部に記載されています。
番号が不明な場合は、紹介者に直接ご確認いただくか、加盟店様向けコールセンター（0120-34-3710）でも確認可能です。

適用条件

〇次の条件を満たす場合に特典をお支払いします。
・キャンペーン対象期間中に、みなトクPAYに加盟しており、かつ特典支払日に加盟店に加入していること。
・加盟には、商店街エリアの店舗は近隣の商店会へ加盟が必要となります。
　商店街エリア外の店舗は本会の賛助会員への加盟が必要です。
・紹介する側の店舗は令和8年11月16日時点でみなトクPAYに加盟している店舗に限ります。
・加盟の確認ができなかった場合は対象外となります。

特典支払日

・特典は令和9年3月の第2回の精算時に指定口座にお振り込みいたします。
・それまでに紹介側と紹介された側のどちらかが退会されている場合は対象外となります。
・システム上の都合等により支払い日が遅くなる場合がございます。予めご了承ください。

その他注意事項

〇特典は、みなトクPAYの振込先に登録している口座へ振り込みます。
〇次の場合は特典を支払いません。また、支払い後発覚した場合は本キャンペーンにより特典として支払った額と同額を返還いただきます。
　・適用条件を満たさない例
　　例1：経営の実態がないにもかかわらずそれを偽り給付を受けた場合
　　例2：取引の実態がない架空の決済を行った場合
　・みなトクPAY加盟店規約に違反する行為があった場合、またはそのおそれがあると本会が判断した場合。
〇令和8年11月16日より後に、港区商店街連合会に新規加盟した商店会の会員店舗は対象外となります。
〇なお、本キャンペーンの内容および適用条件等を予告なく変更する場合や、本キャンペーンを中止する場合があります。
〇予算上限額に達した場合、本キャンペーンは早期に終了する可能性がございます。